

さいたま市告示第502号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の設置について、次のとおり告示する。

令和8年3月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 設置する公園

番号	名称	位置（面積）	区域	供用開始の期日
1	中野田第一公園	さいたま市緑区 浦和東部第一特定土地 区画整理事業92街区 （面積0.34ha）	別添図面 のとおり	令和8年3月25日

案内図

公園の名称： 中野田第一公園
公園の所在： さいたま市緑区
浦和東部第一特定土地区画整理事業 9 2 街区

